

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案参照条文

一	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	1
二	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）	9
三	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）	19

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案参照条文

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（漁業調整委員会）

第八十二条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

（構成）

第八十五条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 （略）

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 次条の規定により選挙権を有する者が同条の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者九人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、六人）

二 学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者四人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人）及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者二人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、一人）

4 ～ 6 （略）

（選挙権及び被選挙権）

第八十六条 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2・3 （略）

（欠格者）

第八十七条 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 二十年未満の者

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十一条第一項（選挙権及び被選挙権を有しない者）に規定する者

2 公職選挙法第三条（公職の定義）に規定する公職にある間に犯した同法第十一条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終り又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。

3 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者、選挙長並びに選挙事務に係る地方公共団体の職員は、在職中、その関係区域内において、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることができない。

4 裁判官、検察官、会計検査官、収税官吏、警察官及び公安委員会の委員は、在職中、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることができない。

（選挙事務管理者）

第八十八条 海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、地方自治法第百八十一条に規定する都道府県の選挙管理委員会が管理する。

（選挙人名簿）

第八十九条 第八十六条第一項の市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、申請に基づいて、毎年九月一日現在で選挙人の選挙資格を調査し、海区漁業調整委員会選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、選挙管理委員会は、職権で選挙人名簿に登載し、又は申請を補正することができる。

3 選挙人の年齢は、選挙人名簿確定の期日で算定する。

4 選挙人名簿には、選挙人の氏名及び生年月日（法人にあつては名称）並びに住所（当該地区内に住所がない場合には事業場）等を記載しなければならない。

5 選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。

6 選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登載されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登載されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登載されている者が当該市町村の選挙人名簿に登載される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除くほか、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

8 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村の選挙人名簿に登載されている者を当該市町村の選挙人名簿に登載した

ときは、直ちにその旨を関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(委員に欠員を生じた場合)

第九十三条 第八十五条第三項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第九十四条において準用する公職選挙法第九十五条第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。この場合においては、前条第一項但書の規定を準用する。

2 前項の委員に欠員を生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定により当選人を定めてもなおその数が不足するとき(委員の任期満了前二箇月以内に委員に欠員を生じ、その数が当選人の不足数とあわせて二人以下である場合を除く。)は、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関して前条第二項又は第四項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

3 (略)

(公職選挙法の準用)

第九十四条 公職選挙法第八条(特定地域に関する特例)、第十条第二項(被選挙人の年齢の算定方法)、第十七条(投票区)、第十八条(第一項ただし書を除く。)(開票区)、第二十三条から第二十五条まで、第三十条(選挙人名簿)、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項(選挙期日)、第六章(投票)(第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。)、第七章(開票)(第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。)、第八章(選挙会及び選挙分会)(第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。)、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項(候補者)、第十章(当選人)(第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。)、第一百十一条第一項及び第二項(欠けた場合の通知)、第一百十六条(議員又は当選人がすべてでない場合の一般選挙)、第一百七十七条(設置選挙)、第二百九条、第三百十条、第三百十一条第一項及び第二項、第三百十二条から第三十七条まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百条の二、第四百八条の二、第六十一条第一項、第三項及び第四項、第六十四条の六、第六十六条、第六十七条(選挙運動)、第十五章(争訟)(第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百一十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十六条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十九条第

一 項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項
 第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十
 六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、
 第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六
 十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二
 百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員
 、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、
 次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

<p>第十條第二項</p>	<p>前項各号</p>	<p>漁業法第八十七條第一項第一号</p>
<p>第二十三條第一項</p>	<p>前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間</p> <p>同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面</p>	<p>毎年十月二十日から十一月三日までの間</p> <p>選挙人名簿</p>
<p>第二十四條第一項</p>	<p>選挙人名簿の登録に關し不服がある</p>	<p>選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認める</p>
<p>第二十四條第二項</p>	<p>三日</p> <p>その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹まつ消し</p>	<p>二十日</p> <p>直ちに選挙人名簿を修正し</p>
<p>第二十五條第四項</p>	<p>一の縦覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消に關し</p>	<p>一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を</p>
<p>第三十三條第三項</p>	<p>地方自治法第六條の二第四項又は第七條第七項の告示</p>	<p>漁業法第八十四條第二項の公示</p>

第三十四条第一項	第一百十六条	漁業法第九十四条において準用する第一百十六条
第三十四条第四項第二号	第九十九条第五号 第二百十條第一項	漁業法第九十二条第一項第四号 漁業法第九十四条において準用する第二百十條第一項
第三十四条第四項第三号	第九十九条第六号	漁業法第九十二条第一項第五号
第三十四条第四項第四号	第二百五十四條	漁業法第九十四条において準用する第二百五十四條
第三十四条第四項第六号	第一百一條第一項	漁業法第九十四条において準用する第一百一條第一項
第四十四条第二項	第一百十六條	抄本 漁業法第九十四条において準用する第一百十六條
第四十八條第一項	第四十六條第一項から第三項まで、第五十條第四項及び第五項並びに第六十八條	抄本 （当該選挙人名簿が第十九條第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十條及び第五十六條において同じ。） 漁業法第九十條第三項及び第九十一條
第四十八條の二第一項第一号、第二号及び第四号	総務省令	農林水産省令
第四十八條の二第二項	第四十六條第一項から第三項まで	漁業法第九十條第三項
第四十八條の二第三項	第三十九條から第四十一條まで	第三十九條、第四十一條
第四十九條第一項及び第二項	第四十六條第一項から第三項まで、第四十八條及び第五十條	第四十八條、第五十條及び漁業法第九十條第三項
第四十九條第三項	第六十八條	漁業法第九十一條
第六十七條	前條第一項第八号	漁業法第九十一條第七号
第六十八條の二第一項	第六十二條	第六十二條第一項、第二項、第六項、第七項、第

第八十六条の八第一項	第十一條第一項、第十一條の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条	八項本文、第九項及び第十項
第八十六条の八第二項	第二百五十一条の二第一項各号	第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号
第九十条	前条	漁業法第八十七条第三項又は第四項
第九十一条第二項	第八十八条又は第八十九条	漁業法第九十二条第一項又は第九十三条第一項
第九十三条第二項及び第四項	第九十六条、第九十七条、第九十七条の二又は第一百十二条	その海区漁業調整委員会の会長から
第九十一条第一項	その地方公共団体の議会の議長から	漁業法第九十三条第一項
第九十一条第二項	第一百十二条	漁業法第九十二条第二項若しくは第四項又は第九十三条第二項
第九十六条	第一百十條（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第一百十三條	漁業法第八十七条第三項に掲げる者
第九十五条第一項	第八十八条に掲げる者	漁業法第八十七条第四項に掲げる者
第九十六条	左の各号に掲げる者	漁業法第九十四条において準用する第二百五十二条
第九十七条の三	第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条	条
第九十条第一項	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者が	第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号に掲げる者
第九十条第一項	若しくは第二百二十三條の二第二項	又は第二百二十三條の二第二項
第九十条第一項	場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により刑に処せられた場合	場合
第九十条第一項	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者若しくは出納責任者	第二百五十一条の二第一項第一号若しくは第三号に掲げる者
第九十条第二項	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者	第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号に掲げる者

			若しくは第二百二十三条の二第二項 場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により 刑に処せられた場合	又は第二百二十三条の二第二項 場合
第二百一十一条第一項		第二百五十一条の二第一項各号		第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第 四号
第二百十二条第一項		本章に規定する異議の申出		漁業法第九十四条において準用する第十五章に規 定する異議の申出
第二百二十一条第三項		次の各号		第一号、第二号及び第四号
第二百二十二条第三項		前条第三項各号		前条第三項第一号、第二号及び第四号
第二百二十三条第三項		第二百二十一条第三項各号		第二百二十一条第三項第一号、第二号及び第四 号
第二百二十三条の二第二項		第二百五十一条の二第一項各号		第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第 四号
第二百二十四条の二		第二百三十五条又は第二百三十六条		漁業法第九十四条において準用する第二百三十五条 又は第二百三十六条
第二百四十一条第二号		この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百三 十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二 号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九 条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四 十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九 条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二 百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。 ）		漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲 げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）
第二百五十一条		この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百三 十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二 号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九 条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四 十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九 条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二 百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。 ）		漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲 げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）
第二百五十二条の二第二項	次の各号			第一号、第三号及び第四号
	第四号及び第五号			第四号
第二百五十二条第一項		この章に掲げる罪（第二百三十六條の二第二項、第 二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条、第 二百四十五号		漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲 げる罪（第二百四十五号の罪を除く。）

	<p>二百四十五条、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三及び第二百五十三条の罪を除く。）</p>	
第二百五十二条第二項	この章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）
第二百五十三条の二第二項	<p>この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百三十六條の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。）</p>	<p>第二百五十一条の二第二項第一号、第三号及び第四号</p> <p>漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）</p>
第二百五十四条	<p>この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百三十六條の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。）</p>	<p>第二百五十一条の二第二項第一号、第三号及び第四号</p> <p>第二百五十一条の二第二項第一号、第三号及び第四号</p>
第二百五十四条の二第二項	<p>第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで若しくは第二百二十三條の二第二項</p> <p>とき又は出納責任者が第二百四十七条の規定により刑に処せられたときは</p>	<p>第二百五十一条の二第二項</p> <p>又は第二百二十三條の二第二項</p> <p>ときは</p>

第二百六十四条の二	この法律	漁業法
第二百七十条の三	第十五章	漁業法第九十四条において準用する第十五章

(委員の任期)

第九十八条 委員の任期は、四年とする。

2 第八十五条第三項第一号の委員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、委員の任期満了の前日に一般選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

4 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

○農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）

(組織)

第四条 農業委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。

3 委員は、非常勤とする。

(選挙による委員)

第七条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、四十人を超えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(委員の選挙権、被選挙権等)

第八条 農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢二十年以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

- 一 都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
- 二 前号の者の同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する日数が農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）
- 三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。）の組合員、社員

又は株主（その耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）

- 2 前項の年齢は、選挙権については選挙人名簿確定の期日、被選挙権については選挙の期日より算定する。
- 3 第一項第一号の農地の面積は、登記簿の地積のある農地にあつては、当該地積（農業委員会が当該地積を著しく不相当と認め、別段の面積を定めたときは、その面積）とし、登記簿の地積のない農地にあつては、農業委員会が定めた面積とする。
- 4 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者並びに選挙長は、在職中その関係区域内における農業委員会の選挙による委員の候補者となることができない。

- 5 裁判官、検察官、会計検査院の検査官、警察官及び公安委員会の委員は、在職中農業委員会の選挙による委員の候補者となることができない。

（選挙の管理）

第九条 農業委員会の選挙による委員の選挙に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が管理する。

（選挙人名簿）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、第八条第一項に規定する者の申請に基き、毎年一月一日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申請がないとき、又は同項の申請があつた場合において当該申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、職権をもつて選挙人名簿を調製し、又は修正することができる。

3 選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第八条第一項第一号の規定による選挙人については、その氏名、住所、生年月日及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

二 第八条第一項第二号の規定による選挙人については、その氏名及び生年月日その他必要な事項

三 第八条第一項第三号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員、社員又は株主となつている同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

4 第八条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

5 選挙人名簿は、三月三十一日をもつて確定する。

6 選挙人名簿は、次年の三月三十日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを

知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除き、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(公職選挙法の準用)

第十一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八条(特定地域に関する特例)、第十一条第一項及び第二項(選挙権及び被選挙権を有しない者)、第十一条の二(被選挙権を有しない者)、第十七条(投票区)、第十八条(開票区)、第十九条第四項(名簿の抄本の使用)、第二十三条から第二十五条まで(縦覧、異議の申出等)、第三十条(選挙人名簿の再調製)、第三十三条(一般選挙の期日)、第三十四条(再選挙、補欠選挙等の期日)、第六章(第三十七条第三項及び第四項、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで、第四十九条の二並びに第五十七条第二項の規定を除く。)(投票)、第七章(第六十一条第三項及び第四項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。)(開票)、第八章(第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。)(選挙会)、第八十六条の四第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで(候補者の立候補の届出等)、第八十六条の八(被選挙権のない者等の立候補の禁止)、第八十七条第一項(重複立候補の禁止)、第九十条(立候補のための公務員の退職)、第九十一条第二項(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)、第十章(第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条第三項、第九十七条の二、第九十八条第二項から第四項まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第一百八条第二項の規定を除く。)(当選人)、第一百十條第一項及び第三項(再選挙)、第一百一十一条第一項及び第二項(議員の欠けた場合の通知)、第一百十二条第五項、第七項及び第八項(議員の欠けた場合の繰上補充)、第一百三十三条第一項(補欠選挙)、第一百五十五条第一項(合併選挙)、第一百十六条(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第一百七十七条(設置選挙)、第二百二十九条(選挙運動の期間)、第三百三十条(選挙事務所の設置及び届出)、第三百三十一条第一項及び第二項(選挙事務所の数)、第三百三十二条(選挙当日の選挙事務所の制限)、第三百三十四条から第三百三十七条まで(選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止)、第三百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)、第三百三十八条(戸別訪問)、第四百零二条の二(連呼行為の禁止)、第四百零八条の二(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)、第四百六十一条、第四百六十一条の二、第四百六十二条第一項及び第二項、第四百六十三条(個人演説会)、第四百六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止等)、第四百六十六条(特定の建物及び施設における演説等の禁止)、第十五章(第二百四十二条、第二百四十三条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六條第二項、第二百三十六條の二、第二百三十九條第一項第四号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第一項第三号及び第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百五十條まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項から第五項まで並びに第二百五十五條の二から第二百五十五條の四までの規定を除く。)(

罰則）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十一条の二（一部無効に因る再選挙の特例）、第二百七十二條（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第十一條第二項	この法律		農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
	第二百五十二条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条	
第十一條の二	前条第一項第四号		農業委員会等に関する法律第十一条において準用する前条第一項第四号
	市町村の区域		農業委員会の区域
第十七條第一項及び第二項	市町村の区域		農業委員会の区域
	市町村の区域		農業委員会等に関する法律第十条の二第二項
第十八條第一項	第十五條第六項		農業委員会の区域
	市町村の区域		農業委員会の区域
第十八條第二項	抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）		抄本
	抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）		抄本
第十九條第四項	前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議		抄本
	前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議		抄本
第二十三條第一項	前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議		抄本
	前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議		抄本

	第二十四条第一項	員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会が定める期間	選挙人名簿
	第二十四条第二項	同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面	選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認める
	第二十五条第四項	選挙人名簿の登録に関し不服がある 三日	二十日
	第二十三条第三項	その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹まつ消し	直ちに選挙人名簿を修正し
	第二十四条第二項ただし書	一の縦覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消に関し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を
	第二十四条第三項	地方自治法第六条の二第四項又は第七条第七項の告示による当該地方公共団体の設置の日	当該農業委員会の設置の日
	第二十四条第四項第二号	三分の二	二分の一
	第二十四条第四項第三号	その選挙を必要とするに至った選挙	その選挙を必要とするに至った選挙又は農業委員会等に関する法律第十四条の解任の効力
	第二十四条第四項第三号	第二百十條第一項	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百十條第一項
	第二十四条第四項第四号	第二百五十四條	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十四條
	第二十四条第五項	第百十一條第一項	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第百十一條第一項
	第四十四条第二項	その選挙を必要とするに至った選挙	その選挙を必要とするに至った選挙又は農業委員会等に関する法律第十四条の解任の効力
		抄本（当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項	抄本

<p>第四十八条の二第一項第一号、第二号及び第四号</p> <p>第六十二条第二項（第七十六条において準用する場合を含む）</p> <p>第六十八条第一項第二号</p>	<p>、第五十五条及び第五十六条において同じ。）</p> <p>総務省令</p> <p>十人</p>	<p>農林水産省令</p> <p>五人</p>
<p>第七十三条</p> <p>第八十六条の八第一項</p>	<p>第五十七条第一項本文及び第二項</p> <p>第十一条第一項、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条</p>	<p>第五十七条第一項本文</p> <p>農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十一条第一項、第十一条の二又は第二百五十二条</p>
<p>第八十六条の八第二項</p> <p>第九十条</p> <p>第九十一条第二項</p> <p>第九十七条第二項</p>	<p>第二百五十一条の二第一項各号</p> <p>前条</p> <p>第八十八条又は第八十九条</p> <p>その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において同条第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるとき</p>	<p>第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号</p> <p>農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは第五項又は国家公務員法第二百一条第二項</p> <p>生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるとき</p>
<p>第九十八条第二項</p>	<p>第二百五十一条の二</p>	<p>農業委員会等に関する法律第十一条において準用</p>

						第二百五十一条の二第一項各号	する第二百五十一条の二
						公職に係る選挙	農業委員会の選挙による委員の選挙
						、第九十七条、第九十七条の二又は第百十二条	又は農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第九十七条若しくは第百十二条
						、第九十七条、第九十七条の二又は第百十二条	又は農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第九十七条若しくは第百十二条
						地方自治法第九十二条の二	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の五第六項
						同法第九十二条の二	同法第百八十条の五第六項
						六分の一	五分の二
						地方公共団体の議会の議長	農業委員会の会長
						当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるときは	生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるときは
						又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において同条第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは	
						は	
						六分の一	五分の二
						同一の地方公共団体	当該農業委員会
						地方公共団体が設置された	農業委員会が設置された
						第八十八条に掲げる者	農業委員会等に関する法律第八条第四項に掲げる者
						第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条
						第三百三十七條の三	
						第三百三十五條第一項	
						第三百十七條	
						第三百十三條第一項第六号	
						第三百十五條第一項第二号	
						第三百十七條	
						第三百三十五條第一項	
						第三百三十七條の三	

第六百六十一条第二項	必要な設備をしなければならない	その使用を許可しなければならない
第二百十條第一項	第二百五十一條の二第一項第一号から第三号まで 若しくは第二百二十三條の二第二項 場合又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合	第二百五十一條の二第一項第一号又は第三号 又は第二百二十三條の二第二項 場合
第二百十條第二項	公職に係る選挙 第二百五十一條の二第一項第一号から第三号まで 若しくは第二百二十三條の二第二項 場合又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合	農業委員会の選挙による委員の選挙 第二百五十一條の二第一項第一号又は第三号 又は第二百二十三條の二第二項 場合
第二百一十一條第一項	公職に係る選挙 公職に係る選挙 本章に規定する異議の申出	農業委員会の選挙による委員の選挙 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十五章に規定する異議の申出
第二百二十條第三項	議会の議長	農業委員会の会長
第二百二十一條第三項	次の各号	第一号、第二号及び第四号
第二百二十二條第三項	前条第三項各号	前条第三項第一号、第二号及び第四号
第二百二十三條第三項	第二百二十一條第三項各号	第二百二十一條第三項第一号、第二号及び第四号
第二百二十四條の二	第二百五十一條の二第一項各号	第二百五十一條の二第一項第一号、第三号及び第四号
第二百四十一條第二号	第三百三十五條	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第三百三十五條
第二百五十一條	この章に掲げる罪（第二百三十五條の六、第二百	農業委員会等に関する法律第十一条において準用

	<p>第三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十二条の罪を除く。）</p>	<p>する第十六章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）</p>
<p>第二百五十一条の二第二項</p>	<p>次の各号 第四号及び第五号 公職に係る選挙</p>	<p>第一号、第三号及び第四号 第四号 農業委員会の選挙による委員の選挙</p>
<p>第二百五十二条第一項</p>	<p>この章に掲げる罪（第二百三十六條の二第二項、第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三及び第二百五十三条の罪を除く。）</p>	<p>農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十条、第二百四十二条及び第二百五十三条の罪を除く。）</p>
<p>第二百五十二条第二項</p>	<p>この章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）</p>	<p>農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）</p>
<p>第二百五十三条の二第二項</p>	<p>この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百三十六條の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十二条の罪を除く。）</p>	<p>農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）</p>
	<p>第二百五十一条の二第一項各号</p>	<p>第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号</p>

<p>第二百五十四条</p>	<p>この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百三十六條の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。）</p>	<p>農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）</p>
<p>第二百五十四条の二第二項</p>	<p>議会の議長 第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで 若しくは第二百二十三條の二第二項</p>	<p>農業委員会の会長 第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号 又は第二百二十三條の二第二項</p>
<p>第二百六十四条の二</p>	<p>この法律 第十五章</p>	<p>農業委員会等に関する法律 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十五章</p>
<p>第二百七十二条第一項</p>	<p>この法律の実施</p>	<p>農業委員会の選挙による委員の選挙</p>

(選任による委員)

第十二条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 一 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員各一人
- 二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者四人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）以内

(委員の任期)

第十五条 選挙による委員の任期は、三年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第十二条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第十二条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

(縦覧)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第三十三条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

3 地方公共団体の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第六条の二第四項又は第七条第七項の告示による当該地方公共団体の設置の日から五十日以内に行う。

4 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の議会の議員がすべてなくなつたとき、又は地方公共団体の長の任期満了に因る選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由に因る選挙の告示は、行わない。但し、任期満了に因る選挙の期日前に当該地方公

共団体の議会が解散されたとき、又は長が解職され、若しくは不信任の議決に因りその職を失ったときは、任期満了に因る選挙の告示は、その効力を失う。

5 第一項から第三項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙にあつては、少なくとも十七日前に
- 二 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも十四日前に
- 三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも九日前に
- 四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも五日前に

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第三十四条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第一百十四条の規定による選挙を含む。)又は増員選挙若しくは第一百十六条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に行う。

2 前項に掲げる選挙のうち、第九十九条、第一百十条又は第一百三十三条の規定による地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙は、当該議員の任期が終わる前六月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない。ただし、議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

3 5 6 (略)

(補欠選挙及び増員選挙)

第一百三十三条 衆議院議員、参議院議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第一百一十一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、前条第一項から第五項まで、第七項又は第八項の規定により、当選人を定めることができるるときを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、第九十九条又は第一百十条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 5 (略)

六 市町村の議会の議員の場合には、第一百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき。

2 5 (略)